

## 川崎市告示第661号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項の規定により施術機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。

令和7年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

令和7年度 施術（柔道整復）の部 廃止

指定番号	廃止年月日	名開設の場所	施術者指名
川-5496	令和7年4月1日	ナグラ接骨院 多摩区登戸2663 東洋ビル4F	松崎 真

令和7年度 施術（あん摩・マッサージ）の部 廃止

指定番号	廃止年月日	名開設の場所	施術者指名
川-4571	令和6年2月1日	ナグラ鍼灸マッサージ院 多摩区登戸2663 東洋ビル4F	高橋 昌大